

第3回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	参考 資料3
令和5年10月4日	

2023年9月21日

医道審議会医師分科会臨床研修部会
国土典宏部会長殿

聖隷福祉事業団
清水貴子

2023年10月4日開催の部会には出席が叶わないため、事前に私見を提出させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 施策の方向性③地域における研修機会の充実に向けた募集定員配分について（案）

私自身も、医師少数地域の診療に従事しており、これからの日本の医療を支える「地域で活躍できる医師の養成」が大変重要で、喫緊の課題であることは十分理解しているつもりです。また今回ご提案の施策は、医師少数地域での医療の現状を知って、そのような地域で医師として働こうとする若い医師を増やす可能性を秘めているかもしれません。

臨床研修の2年間は、臨床研修の基本理念に則って、将来国民の負託に応える医師を育成するために最も貴重な期間であり、研修医によりそって育成することが大切だと考えます。また臨床現場においては、指導医が多くの時間をかけて研修医の行動を見守り、きめ細やかにフィードバックすることが、研修医の成長のために大変重要ですが、医師不足の地域において半年もの間、研修医の指導が可能な人的資源を確保できるかどうか問題です。施策を実施される折には、これらに十分な配慮をしていただけるよう、切に願うものであります。

さらにもっと重要なことは、医師地域偏在対策を臨床研修制度内のみで対応しようとするのは本質的ではないと考えます。以前から議論されているようにシニア医師の活用など、医師養成過程全体像の中で検討していただきたく、重ねてお願いするものであります。

2. 副プログラム責任者の資格について

「令和5年3月31日改正 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（以下施行通知）」には

「5. 臨床研修病院の指定基準」には、「ケ プログラム責任者を適切に配置しているこ

と。」の項目があります。その説明は以下のとおりです。

「当該病院において、7(3)を満たしたプログラム責任者が、研修プログラムごとに配置されていることをいうものであること。ただし、20人以上の研修医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者とともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修医の数が1人当たり20人を超えないようにすること。」

この記載をみますと、プログラム責任者と副プログラム責任者とは、その責務の内容に相違がないものと理解できそうです。しかしながら、2023年4月以降はプログラム責任者については、施行通知内7(3)において講習会受講などの要件が課せられておりますが、副プログラム責任者についての明示はございません。

副プログラム責任者についても、その資格についてプログラム責任者と同等の要件が必要である旨を、施行通知に明記することを提案いたします。